

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

ジェネリック差額通知書を配布しました

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることは、近年増加傾向にある薬剤の医療費抑制と、窓口での自己負担額の軽減に繋がります。共済組合ではジェネリック医薬品を普及促進する取り組みとして、ジェネリック差額通知書を平成27年12月に作成し、該当組合員へ配布しました。

この機会にジェネリック医薬品への切り替えについて検討してみましょう。

〈ジェネリック差額通知書の内容〉

①平成〇〇年〇〇月処方分

ジェネリック医薬品へ切替えた場合に、最も自己負担額が軽減される月を表示。(以下、「該当月」という。)

②現在服用の医薬品名

該当月に医療機関等から処方された医薬品名

③現在服用の医薬品支払額

該当月に医療機関等から処方された医薬品に対する自己負担額

④軽減可能額

現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担軽減額（現在服用中の医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があるため平均の額を表示しています。）

⑤切替後支払額

現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額

①平成〇〇年〇〇月処方分

次の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると、平均〇〇〇円の自己負担額の軽減が見込めます。

現在服用の医薬品名	現在服用の 医薬品支払額	軽減可能額	切替後支払額
②	③	④	⑤
合 計			

